

「みたかスペースあい」運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「みたかスペースあい」(三鷹市下連雀3-28-20 三鷹中央ビル内)の活用・運用をとおして、商店街の活性化及びよりよいまちづくりの推進に寄与することを目的として、「みたかスペースあい」(運営協議会(以下「協議会」という。))を設置する。

あわせて、当該施設の適切な管理運営を行うため、「みたかスペースあい」運営協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(幹事会構成団体)

第2条 幹事会は、次に掲げる団体によって構成される。

- (1) 特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク
- (2) 協同組合三鷹中央通り商店会
- (3) 株式会社まちづくり三鷹
- (4) 特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構
- (5) 三鷹商工会
- (6) 三鷹市
- (7) 公益財団法人 三鷹国際交流協会

(所掌事項)

第3条 幹事会構成団体は、次に掲げる事項について協働で実施するものとする。

- (1) 「みたかスペースあい」の管理運営に関する事項について協議する。
- (2) 第2条に掲げる各団体は、それぞれの立場から協議会の円滑な運営のために協力する。
- (3) その他、必要な事項については、幹事会の合意をもって決定する。

(会員)

第4条 会員は、次に掲げる団体または個人とする。

- (1) 利用規約第1条の目的に賛同し、入会申込に対し、幹事会が承諾した団体及び個人とする。
- (2) その他、幹事会が推薦または承認した団体及び個人とする。

(設置期間)

第5条 協議会の設置期間は、設立総会の日より独立行政法人都市再生機構との契約満了日までとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

- 2 第1項に定める役員は、幹事会の互選により選出し、協議会の承認を得ることとする。
- 3 役員任期は、独立行政法人都市再生機構との契約満了日までとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 監査は、協議会の業務及び財産の状況を監査する。

(総会)

第8条 総会は、原則として年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規則、事業等の決定、変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、初年度については、設立総会の日より翌年3月31日までとする。

(事務局設置)

第10条 協議会の事務を処理するため、三鷹市内に事務局を設置する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について定めのない事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。